湖西市制限付一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条　この要領は、湖西市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設業関連業務（以下「業務」という。）について、制限付一般競争入札を実施するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　制限付一般競争入札　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(2)　事後審査型入札　制限付一般競争入札のうち、開札後に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式をいう。

(3)　入札前審査型入札　制限付一般競争入札のうち、開札前に入札参加資格の確認を行う方式をいう。

(4)　選定委員会　湖西市建設業者等選定委員会要綱（昭和59年湖西市告示第71号。以下「委員会要綱」という。）で定める湖西市建設業者等選定委員会をいう。

(5)　総合評価一般競争入札　地方自治法施行令第167条の10の2に規定するものをいう。

(6)　休日　湖西市の休日を定める条例（平成2年湖西市条例第12号）に規定する休日をいう。

（対象）

第3条　制限付一般競争入札は、一般競争入札により契約を締結しようとするもののうち、予定価格が130万円を超える工事又は予定価格が50万円を超える業務を対象とする。

（実施方式）

第4条　制限付一般競争入札は、原則として事後審査型入札により行うものとする。ただし、入札執行課が適すると認める場合は、入札前審査型入札によるものとする。

（入札に参加する者に必要な資格）

第5条　制限付一般競争入札に付する工事の入札に参加しようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2)　競争入札に参加する者に必要な資格（昭和 61 年湖西市告示第 1 号）の定めにより、対象工事と同一業種の認定を有すること。

(3)　第 6 条第 1 項第 4 号の規定により掲載する申請期日から第 12 条の規定による落札者の決定までの期間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成 18 年湖西市告示第 101 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4)　湖西市発注公共工事暴力団排除要領に基づく排除措置を受けていないこと。

(5)　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。

(6)　湖西市建設工事現場代理人取扱要綱（平成 28 年湖西市告示第 100 号）第 3 条に規定する現場代理人を対象工事に配置できること。

(7)　次に掲げる届出の義務がある者については、当該届出の義務を履行していること。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(8)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(9)　次に掲げる者に該当しないこと。

ア　入札公告に掲げる設計業務等の受託者（以下「当該受託者」という。）

イ　当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

ウ　代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(10)　湖西市建設工事競争契約入札心得の規定に同意できること。

(11)　前各号に掲げるもののほか、入札公告に定める要件を満足していること。

2　制限付一般競争入札に付する業務の入札に参加しようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

(2)　競争入札に参加する者に必要な資格の定めにより、対象業務と同一業種の認定を有すること。

(3)　第 6 条第 1 項第 4 号の規定により掲載する申請期日から第 12 条の規定による落札者の決定までの期間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基

づく指名停止措置を受けていないこと。

(4)　湖西市発注公共工事暴力団排除要領に基づく排除措置を受けていないこと。

(5)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6)　湖西市建設業関連業務競争契約入札心得の規定に同意できること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、入札公告に定める要件を満足していること。

3　第1項第10号及び前項第6号に規定する要件は、選定委員会（委員会要綱第2条の対象とならないものにあっては、発注担当課及び入札執行課）が認めたものとする。

（入札公告）

第6条　市長は、制限付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令第167条の6及び湖西市契約規則（昭和57年湖西市規則第16号）第9条の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)　入札執行者

(2)　入札に付する事項

(3)　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(4)　入札参加申請書の申請期日及び提出場所

(5)　入札執行の場所及び日時

(6)　入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効に関する事項

(7)　入札心得を示す場所

(8)　入札保証金に関する事項

(9)　契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年湖西市条例第1号)に規定する契約である場合は、その議決のあった後に契約を締結するものであること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　市長は、原則として、申請期日から入札書の提出期限までの期間の日数を10日以上設けるものとする。

（設計図書の閲覧、貸出し及び配布）

第7条　市長は、設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書」という。）を貸し出し、又は閲覧に供する（電子入札にあっては、入札情報サービスにより配布する）ものとする。

2　前項の規定により貸し出し、又は閲覧に供する（電子入札にあっては、入札情報

サービスにより配布する）期間は、公告の日から入札期日の前日までとする。

3　設計図書の貸し出しは、1 日を限度とし、貸出し日翌日の午前 10 時までに返却するものとする。ただし、返却日が休日に該当するときは、その翌日とする。

（現場説明会）

第 8 条　発注担当課は、入札執行課が必要と認めた場合に限り、現場説明会を行うことができる。この場合において、発注担当課は、次に掲げる事項に配慮して現場説明会を行うものとする。

(1)　入札に参加しようとする者が互いに対面することがないように個別に行うこと。

(2)　他の入札に参加しようとする者に関する情報を漏らさないこと。

（入札参加申請書の提出）

第 9 条　工事又は業務の事後審査型入札に参加しようとする者は、申請期日までに、次に掲げる書類を入札執行課へ持参（電子入札にあっては電送）により提出するものとする。

(1)　事後審査型制限付一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　工事の入札前審査型入札に参加しようとする者は、申請期日までに、次に掲げる書類を入札執行課へ持参（電子入札にあっては電送）により提出するものとする。

(1)　制限付一般競争入札参加申請書（様式第 2 号）

(2)　建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する総合評定値通知書の写し

(3)　配置予定の技術者に関する調書（様式第 3 号）

(4)　実務経験証明書（様式第 4 号）（配置予定の技術者が建設業法第 7 条第 2 号イ若しくはロに該当する場合又は建設業法第 7 条第 2 号ハに該当し得る資格のうち、取得後の実務経験が必要となるものを保有する場合に限る。）

(5)　配置予定の現場代理人に関する調書（様式第 5 号）（配置予定の技術者が現場代理人を兼務しない場合に限る。）

(6)　手持ち工事等に関する調書（様式第 6 号）（配置予定の技術者又は現場代理人が工事、業務その他の契約に従事している場合に限る。）

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3　業務の入札前審査型入札に参加しようとする者は、申請期日までに、次に掲げる書類を入札執行課へ持参（電子入札にあっては電送）により提出するものとする。

(1)　制限付一般競争入札参加申請書（様式第 2 号）

(2)　配置予定技術者に関する調書（業務委託）（様式第 7 号）

(3)　手持ち業務等に関する調書（様式第 8 号）（前号の書類に記載した者が業務、工事その他の契約に従事している場合に限る。）

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（入札前審査型入札の参加資格審査）

第 10 条　市長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による申請があったときは、第 5 条に規定する入札参加資格（以下「参加資格」という。）を満たしているかどうかを審査するものとする。

（入札執行通知）

第 11 条　市長は、第 9 条の規定による申請があったときは、原則として、申請期日から 3 日後（休日を除く。）までに郵送（電子入札にあっては電送）により入札執行通知を送付するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、前条に規定する審査の結果、参加資格がないと認めた入札参加者については、当該入札参加者に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

（入札前審査型入札の開札等）

第 12 条　市長は、入札前審査型入札の開札を行ったときは、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（総合評価一般競争入札にあっては、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。

2　前項の規定にかかわらず、湖西市最低制限価格取扱要領（平成 23 年湖西市告示第 36 号）第 3 条の規定により最低制限価格を設けたときにあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、湖西市低入札取扱要領（平成 14 年湖西市告示第 142 号）第 3 条の規定により調査基準価格を設けたときにあっては、当該要領に定めるところにより落札者を決定するものとする。

3　市長は、工事の開札であって、入札をした者のうち落札者となり得る者の入札価格に消費税相当額を加えた金額が 4,500 万円（建築一式工事にあっては 9,000 万円）以上となる場合は、建設業法第 26 条第 3 項の規定により配置予定の技術者を専任の者とすることができるかどうかを審査するため、落札者の決定を保留することができる。

4　落札者になり得る価格で入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

5　市長は、落札者を決定したときは、郵送又は電送により通知する。

（事後審査型入札の開札）

第 13 条　市長は、事後審査型入札の開札を行ったときは、落札者の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（総合評価一般競争入札にあっては、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札候補者とする。ただし、湖西市最低制限価格取扱要領第 3 条の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2　前項本文の規定にかかわらず、湖西市低入札取扱要領第 3 条の規定により調査基準価格を設けたときは、当該要領に定めるところにより開札手続を行うものとする。

3　落札候補者になり得る価格で入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

4　市長は、落札候補者を決定したときは、郵送又は電送により通知する。

（事後審査型入札の参加資格審査）

第 14 条　市長は、前条の規定により落札候補者を決定したときは、落札候補者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。この場合において、市長は、原則として、落札候補者を決定した日から 2 日後（休日を除く。）を提出期日に定めるものとする。

(1)　工事　第 9 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる書類

(2)　業務　第 9 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類

2　落札候補者は、前項後段に規定する提出期日までに、前項前段に規定する書類を入札執行課に持参（電子入札にあっては電送又は持参）により提出するものとする。

3　市長は、前項の規定により落札候補者から書類の提出があったときは、第 5 条に規定する参加資格を満たしているかどうかを審査するものとする。

4　前項に規定する参加資格の審査は、原則として、書類の提出があった日から 2 日（休日を除く。）以内に行うものとする。

5　前項の審査の結果、落札候補者が第 5 条に規定する参加資格を満たしていない場合には、当該落札候補者の行った入札を無効とし、次順位者を落札候補者とする。この場合において、前条第 3 項及び本条の規定は、次順位者以降の落札候補者について準用する。

（事後審査型入札の落札者決定）

第 15 条　市長は、前条第 3 項に規定する審査の結果、参加資格を満たしていると確認できた落札候補者を落札者と決定し、入札参加者に通知するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、湖西市低入札取扱要領第 3 条の規定により調査基準価格を設けた場合において、当該落札候補者の入札価格が調査基準価格未満のときは、

参加資格を満たすことが確認された場合であっても落札者とせず、湖西市低入札取扱要領に定めるところにより落札者を決定するものとする。

3　市長は、落札候補者の参加資格がないと認められた場合においては、当該落札候補者に対し理由を付してその旨を通知する。

（手持ち工事等の取扱い）

第 16 条　工事における配置予定の技術者の全てが別表に規定する内容に該当する場合にあっては、第 5 条第 1 項第 5 号の規定を満たさないものとし、配置予定の現場代理人の全てが別表に規定する内容に該当する場合にあっては、第 5 条第 1 項第 6 号の規定を満たさないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、原則として、開札日から 25 日以内（公告に特段の定めがある場合にあっては、公告に定める期間）に次の各号のいずれかに該当する場合は、手持ち工事等を有しないものとして取り扱うものとする。

(1)　手持ち工事等が完成する場合

(2)　手持ち工事等の役割を交代する場合

3　業務における配置予定技術者については、手持ち業務等の状況にかかわらず、原則として、入札に参加する者に必要な資格を有するものとする。ただし、公告及び設計図書に特段の定めがある場合は、この限りでない。

（入札の無効）

第 17 条　次に掲げる入札は無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の入札参加申請をした者の入札

(2)　湖西市建設工事競争契約入札心得（業務にあっては湖西市建設業関連業務競争契約入札心得）に示した条件等に違反した者の入札

(3)　入札参加資格があることを確認された者であっても、落札決定までにおいて指名停止期間中である者その他の入札参加資格のない者のした入札

（入札の延期）

第 18 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札執行を延期するものとする。

(1)　談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、湖西市公正入札調査委員会において入札の延期を決定した場合

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2　入札の延期は、入札執行課より入札参加者に対し、電話（電子入札にあっては電送）により伝達するものとする。

（入札の中止等）

第 19 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札執行を中止するものとする。

(1)　設計図書の内容に不備又は誤りがあった場合

(2)　談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、湖西市公正入札調査委員会において入札の中止を決定した場合

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2　入札の中止は、入札執行課より入札参加者に対し、電話（電子入札にあっては電送）により伝達するものとする。

3　市長は、第 1 項第 1 号に該当するもののうち、発注担当課が入札の中止ではなく、設計図書を訂正して入札を継続することを希望するものであって、入札執行課及び発注担当課の協議の結果、市長が当該不備又は誤りが軽微なものであり、かつ、設計図書の訂正その他の条件が公正な入札執行に支障がないと認めるものは、中止としないことができる。この場合においては、当該訂正をした日から入札書の提出期限までの期間の日数を 5 日以上確保しなければならない。

4　前項前段の規定により、設計図書を訂正したときは、入札執行課は次の各号に掲げる方法により訂正したことを入札参加者に対して周知する。

(1)　入札参加者からの質問によって設計図書を訂正した場合にあっては、質問の回答書に設計図書を訂正したことを明示するものとする。

(2)　前号に掲げるもの以外によって設計図書を訂正した場合にあっては、入札参加者に電話（電子入札にあっては電送）により伝達するものとする。

附　則（平成 17 年 7 月 13 日制定）

この要領は、平成 17 年 7 月 13 日から施行する。

附　則（平成 18 年 3 月 17 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 11 月 19 日改正）

この要領は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 1 月 8 日改正）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 3 月 12 日改正）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 9 月 24 日改正）

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 8 月 9 日改正）

この要領は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附　則（平成 28 年 12 月 15 日改正）

この要領は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附　則（平成 30 年 3 月 23 日改正）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 10 日改正）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 9 月 22 日改正）

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 12 月 27 日改正）

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（令和 5 年 1 月 17 日改正）

この要領は、公布の日から施行する。

附　則（令和 5 年 1 月 19 日改正）

この要領は、公布の日から施行する。

附　則（令和 7 年 2 月 5 日改正）

この要領は、公布の日から施行する。

附　則（令和 7 年 11 月 7 日改正）

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第 16 条関係）

区分	内容	例
1　技術者	(1)　手持ち工事等を有する場合であって、当該手持ち工事等の従事条件に専任、常駐等の条件のある場合	ア　現場代理人として、当該手持ち工事に従事している場合（当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合を除く。） イ　専任の主任技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定を適用する場合を除く。）

		ウ　専任の監理技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く）
	(2)　手持ち工事等を有する場合であって、配置予定工事に専任で配置を要する場合	ア　現場代理人として、当該手持ち工事に従事している場合（当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合、又は工事同士が密接な関係があって同一の場所又は近接した場所として認められる場合を除く。） イ　主任技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定を適用する場合を除く。） ウ　専任の監理技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く） エ　アからウまでに掲げる役職以外の者として、当該手持ち工事に従事している場合（工事同士が密接な関係があって、同一の場所又は近接した場所として認められる場合を除く。） オ　工事以外の業務に従事している場合
	(3)　手持ち工事等を有する場合であって、監理技術者資格を有する技術者を配置できることを入札参加資格にしている場合。ただし、監理技術者補佐を専任で置いた場合に限る。	ア　現場代理人として、当該手持ち工事に従事している場合（当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合を除く。） イ　主任技術者又は監理技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（監理技術者として従事している場合は監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く） ウ　ア及びイに掲げる役職以外の者として、当該手持ち工事に従事している場合 エ　工事以外の業務に従事している場合
	(4)　その他適正な配置と判断できない場合	ア　公告に掲げる配置条件を満たさない場合 イ　その他技術者の配置が適正と判断できない場合
2　現場代	(1)　手持ち工事等を	ア　現場代理人として、手持ち工事等に従事してい

理人	有する場合	る場合（湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第 6 条に規定する現場代理人の兼務要件を満たす場合を除く。） イ　主任技術者として、手持ち工事等に従事している場合（湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第 11 条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合を除く。） ウ　専任の主任技術者として、手持ち工事等に従事している場合（工事同士が密接な関係があって同一の場所又は近接した場所として認められる場合であり、かつ、湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第 11 条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合を除く。） エ　専任の監理技術者として、手持ち工事等に従事している場合（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く） オ　アからエまでに掲げる役職以外の者として、当該手持ち工事に従事している場合（工事同士が密接な関係があって同一の場所又は近接した場所として認められる場合であり、かつ、湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第 11 条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合を除く。） カ　工事以外の業務に従事している場合
	(2)　その他適正な配置と判断できない場合	ア　公告に掲げる配置条件を満たさない場合 イ　その他現場代理人の配置が適正と判断できない場合

様式第１号（第９条関係）

事後審査型制限付一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（宛先）湖西市長

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
電 話 番 号

公告のあった下記案件に係る制限付一般競争入札に参加したいので、湖西市建設工事（建設業関連業務）競争契約入札心得の規定に同意のうえ、下記の書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと、公告に掲げる設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がないこと並びに添付書類及び落札候補者となった場合に提出する書類の記載内容について、事実に相違ないことを誓約します。

記

契 約 番 号
案　件　名
添 付 書 類

様式第２号（第９条関係）

制限付一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（宛先）湖西市長

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
電 話 番 号

公告のあった下記案件に係る制限付一般競争入札に参加したいので、湖西市建設工事（建設業関連業務）競争契約入札心得の規定に同意のうえ、下記の書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと、公告に掲げる設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がないこと及び添付書類の記載内容について、事実に相違ないことを誓約します。

記

契 約 番 号
案　件　名
添 付 書 類

様式第３号（第９条関係）

配置予定の技術者に関する調書

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

契　約　番　号		
配置予定工事名		
区　　分		主任・監理技術者
氏　　名		
年　　齢		歳（生年月日：　　年　　月　　日）※西暦で記入してください
営業所専任技術者		
工事経験	工　事　名	
	工事箇所	
	発　注　者	
	請負金額	
	工　　期	
	工事概要	
主任・監理技術者資格（　　工事）		主任技術者資格（建設業法第７条第２号）※該当するものに〇を付してください イ　３年又は５年以上の実務経験を有し、在学中に法令で定める学科を修めた者 ロ　10 年以上の実務経験を有する者 ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上と認定した者
		監理技術者資格 監理技術者証交付番号　　No.
手持ち工事等		
現場代理人		

１．配置予定工事に対応する免許等を取得している場合は、証明する書類の写しを添付してください。実務経験による資格者（主任技術者資格のイ若しくはロの場合、又は主任技術者資格のハのうち取得後に実務経験が必要となる資格の場合）の場合は、「様式第４号」を添付してください。
２．雇用関係を証明する書類（~~健康保険被保険者証~~雇用保険被保険者証（雇用保険の加入状況が分かるもの）、監理技術者資格証、~~源泉徴収票、~~健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ等）を添付してください。
３．この技術者が営業所専任技術者に該当する場合は、営業所専任技術者欄に「該当有り」と記入し、併せて、当該営業所の所在地を記入してください。（該当しない場合は、「該当無し」と記入してください。）
４．工事経験欄については、配置技術者の工事経験が入札参加資格となっている場合に記入してください。
５．配置予定工事の現場代理人を兼務する場合には、現場代理人欄に「兼務する」と記入してください。（現場代理人を兼務しない場合は、「兼務しない」と記入し、「様式第５号」を添付してください。）
６．提出日の時点において、工事やその他業務に従事している場合は、手持ち工事等欄に「手持ち有り」と記入し、「様式第６号」を添付してください。（従事していない場合は、「手持ち無し」と記入してください。）

様式第４号（第９条関係）

実 務 経 験 証 明 書

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

技術者の氏名		入社年月日	
実務経験を証明する建設工事の種類			
※学歴及び学科			

※建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第７条第２号のイによる場合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記入してください。

注文者	元請 又は 下請	建設工事の種類	工事の名称 （名称が左欄と一致しないときは概要を追記）	工期	従事職種 （職務内容）
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	
				自） 至）	

１．この技術者が営業所専任技術者の場合は、専任技術者証明書等の提出をもって代えることができます。
２．一部の建設工事（とび･土工･コンクリート工事、しゅんせつ工事、水道施設工事、大工工事、屋根工事、内装仕上工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事又は解体工事）では、他の種類の建設工事における実務経験を振り替えることが認められる場合があります。（建設業法施行規則第７条の３）
３．従事職種欄には、「主任技術者」、「監理技術者」、「現場代理人」又は「その他」のいずれかを記載し、「その他」を記載した場合は、その職務内容も追記してください。
４．工事現場の単なる雑務や事務仕事に関するものは実務経験として認められないため、記入できません。
５．10 年以上の実務経験を証明する場合は 120 ヵ月分以上の記載が必要です。（３年以上の場合は 36 ヵ月）

様式第５号（第９条関係）

配置予定の現場代理人に関する調書

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

契　約　番　号	
配置予定工事名	
区　　分	現場代理人
氏　　名	
年　　齢	歳（生年月日：　　年　　月　　日）※西暦で記入してください
営業所専任技術者	
手持ち工事等	

１．配置を予定する技術者が現場代理人を兼務する場合には、この書類の提出は不要です。
２．雇用関係を証明する書類（~~健康保険被保険者証~~雇用保険被保険者証（雇用保険の加入状況が分かるもの）、監理技術者資格証、~~源泉徴収票、~~健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ等を添付してください。
３．営業所専任技術者に該当する場合は、当該営業所の所在地を追記してください。
４．提出日の時点において、工事や他の業務に従事している場合は、手持ち工事等欄に「手持ち有り」と記入し、「様式第６号」を添付してください。（従事していない場合は、「手持ち無し」と記入してください。）

様式第６号（第９条関係）

手持ち工事等に関する調書

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

契　約　番　号	
配置予定工事名	
氏　　名	
従事予定の職種	

手持ち工事等１	件　　名	
	履行場所	
	注 文 者	
	契約金額	
	工　　期	
	従事職種	
	工事等の概要	
	対応措置	

手持ち工事等２	件　　名	
	履行場所	
	注 文 者	
	契約金額	
	工　　期	
	従事職種	
	工事等の概要	
	対応措置	

１．この調書は、提出日の時点において、配置予定の技術者又は現場代理人が建設工事（下請工事や民間工事を含む。）やその他業務に従事している場合に提出してください。
２．従事予定の職種欄には、「主任・監理技術者」、「現場代理人」、「主任・監理技術者 兼 現場代理人」等を記入してください。（配置予定工事における従事予定職種を記入してください。）
３．手持ち工事等の件数が多い場合は、複数枚に分けて記入してください。
４．手持ち工事等の対応措置欄には、配置予定工事を受注した場合における手持ち工事等の対応方法を次のとおり記入してください。
(1) 手持ち工事等に引き続き従事する場合には、「継続」と記入してください。
(2) 手持ち工事等を他の技術者に交代する場合には、「途中交代」と記入してください。
(3) (1)(2)以外の対応措置をとる場合には、具体的な対応方法を記入してください。

様式第７号（第９条関係）

配置予定技術者に関する調書（業務委託）

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

契約番号					
配置予定業務名					
区分		業務代理人	主任技術者	管理技術者	照査技術者
氏名					
取得している免許・資格					
経験年数					
業務経験	業務名				
	履行場所				
	発注者				
	委託金額				
	期間				
	業務概要				
手持ち業務等					

１．雇用関係を証明する書類（（~~健康保険被保険者証~~雇用保険被保険者証（雇用保険の加入状況が分かるもの）、監理技術者資格証、~~源泉徴収票、~~健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ等）を添付してください。
２．取得している免許・資格については、証明する書面の写しを添付してください。
３．この調書には、配置予定業務に必要な区分について記入してください。
４．業務経験欄については、配置技術者の業務経験が入札参加資格となっている場合に記入してください。
５．提出日の時点において、他の業務委託や作業に従事している場合は、手持ち業務等欄に「手持ち有り」と記入し、「様式第８号」を添付してください。（従事していない場合は、「手持ち無し」と記入してください。）

様式第８号（第９条関係）

手持ち業務等に関する調書

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

契　約　番　号	
配置予定業務名	
氏　　名	
従事予定の職種	

手持ち業務等１	件　　名	
	履行場所	
	注 文 者	
	契約金額	
	工　　期	
	従事職種	
	業務等の概要	
	対応措置	

手持ち業務等２	件　　名	
	履行場所	
	注 文 者	
	契約金額	
	工　　期	
	従事職種	
	業務等の概要	
	対応措置	

１．この調書は、提出の時点において、配置予定技術者が業務委託（下請や民間発注業務を含む。）やその他作業に従事している場合に提出してください。
２．従事予定の職種欄には、「管理技術者」、「照査技術者」、「業務代理人」、「主任技術者」、「管理技術者 兼 業務代理人」等を記入してください。（配置予定業務における従事予定職種を記入してください。）
３．手持ち業務等の件数が多い場合は、複数枚に分けて記入してください。
４．手持ち業務等の対応措置欄には、配置予定業務を受注した場合における手持ち業務等の対応方法を次のとおり記入してください。
(1) 手持ち業務等に引き続き従事する場合には、「継続」と記入してください。
(2) 手持ち業務等を他の技術者に交代する場合には、「途中交代」と記入してください。
(3) (1)(2)以外の対応措置をとる場合には、具体的な対応方法を記入してください。
５．テクリス（業務実績情報システム）に登録している手持ち業務等については、件名及び対応措置のみの記入で構いません。（履行場所欄等に「テクリス登録有り」等を記入してください。）